

2025/26 SOMPO WE リーグ試合実施要項

本実施要項は、WE リーグ規約第 29 条第 1 項定めるに公式試合として、2025/26 SOMPO WE リーグの実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項によるものとする。

第 1 節 スタジアム

第 1 条〔スタジアムの確保と維持〕

- (1) WE クラブは、WE リーグ規約第 4 章第 1 節に定められた内容に従い、当該要件を具備するスタジアムを確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、これを整備し、維持管理する責任を負う。
- (2) WE リーグ、理事会またはチェアは、WE リーグ規約において定められた内容に従い、スタジアムを検査し、当該スタジアムでの試合開催の可否等について決定することができる。

第 2 条〔旗の掲揚〕

- (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、リーグ旗、クラブ旗およびリスペクト旗を次の各号の通り掲揚しなければならない。
 - ① リーグ旗：ホームクラブ旗とビジタークラブ旗の中央
 - ② ホームクラブ旗：ホームクラブのベンチ側
 - ③ ビジタークラブ旗：ビジタークラブのベンチ側
 - ④ リスペクト旗：リーグ旗の下または横
- (2) リーグ旗、クラブ旗の大きさはいずれも天地 1,800 mm、左右 2,700 mmとする。

第 3 条〔広告看板等の設置〕

ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、WE リーグが指定した位置に WE リーグが指定する掲出物を掲出できるスペースを別表のとおり確保しなければならない。

第 4 条〔スタジアムにおける告知等〕

- (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するときは、スタジアムにおいて、次の各号の事項を告知しなければならない。ただし、第 4 号については得点直後に、また、第 7 号については後半 30 分を目安に、それぞれ告知するものとする。
 - ① 選手、審判員およびマッチコミッショナー
 - ② 試合方式
 - ③ 選手および審判員の交代

- ④ 得点者および得点時間
 - ⑤ アディショナルタイム
 - ⑥ 他の試合の途中経過および結果
 - ⑦ 入場者数（第 39 条第 3 項および第 4 項に基づいて算定されたもの）
 - ⑧ 警告を受けた者および退場を命じられた者
 - ⑨ 前各号のほか、WE リーグの指定する事項
- (2) ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を含む広告宣伝、告知またはイベント等を行うことができる。
- ① 次の試合の予定の告知
 - ② クラブパートナーの広告宣伝
 - ③ チームまたは選手に関する情報の告知

第 5 条〔医事運営〕

- (1) ホームクラブは、次の各号の医事運営を行わなければならない。
- ① 医務室には、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）の医学委員会が定めた救急用機器および医薬品を備えること
 - ② 試合の開催時には、スタジアムの観客等の事故に対処する為、医師および看護師各 1 名以上を開門時から閉門時まで待機させること。なお、医師か看護師のいずれかが開門 1 時間前から待機していることが望ましい
 - ③ 試合の開催に先立ち、スタジアムで生じる重度の外傷および疾病に対処する為、あらかじめ救急移送病院を確保しておくこと。なお、スタジアムには救急車が待機していることが望ましい
 - ④ 第 2 号の医師に、対処した外傷および疾病のすべてを記載した所定の「会場内医事報告書」を作成させ、WE リーグへ可及的すみやかに提出すること
 - ⑤ AED を医務室に 1 台および救護室または観客エリアに 1 台以上備えること
 - ⑥ すべての試合において第 4 の審判員ベンチに AED を備えなければならない
 - ⑦ ピッチサイドに通常の担架 2 台および頭部・頸部固定可能な担架を 2 台以上備えること
- (2) WE クラブは、試合終了後可及的すみやかに「WE リーグ傷害報告書」を WE リーグに提出しなければならない。なお、選手が試合中に負傷した場合には、チームドクターの所見を得、チームドクターの署名あるものを提出するものとする。
- (3) 前項第 2 号の医師および看護師の手当等は、以下の金額を標準とする。

手当て：

医師	看護師
30,000 円（日給）	10,000 円（日給）

交通費：WE リーグの「旅費規程」による

第 2 節 試合

第 6 条〔試合の概要〕

試合の主催や出場等に関する事項は、WE リーグ規約第 4 章第 2 節に定める。

第 7 条〔大会方式〕

リーグ戦の大会方式は、ホーム＆アウェイ方式による 2 回戦総当たりとする。

第 8 条〔届出義務〕

- (1) WE クラブは、WE リーグ規約第 36 条に定めた事項につき、2025 年 7 月 25 日までに、所定の方法により WE リーグに届け出なければならない。
- (2) 前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の方法によりすみやかに届け出なければならない。
- (3) WE リーグは毎週金曜日（ただし、WE リーグの営業日でないときは、その直前の営業日）の 11:00 までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、同日中にその承認の是非を決定する。ただし、金曜日開催の試合の場合、木曜日（ただし、その日が WE リーグの営業日でないときは、その直前の営業日）の 11:00 までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、翌金曜日に協会への選手登録が完了することを条件として、同日中にその承認の是非を決定する。

第 9 条〔出場資格〕

- (1) 協会への選手登録および WE リーグ登録（WE リーグ規約第 36 条に定める。以下同じ）を完了し、かつ第 12 条の定めに従い提出された「WE リーグメディカルチェック報告書」で試合出場が可能と判断された選手でなければ、試合に出場することはできない。
- (2) 前項に定める条件に加え、WE クラブのクラブ（高校）およびクラブ（中学）チームに所属する選手については、次の各号の条件を満たさなければ、所属する WE クラブが参加する試合に出場することはできない。
 - ① 当該クラブ（高校）およびクラブ（中学）チームが、協会にクラブ申請されていること
 - ② 選手が 18 歳未満である場合、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書が提出されていること
 - ③ 「育成組織トップ可」選手として WE リーグ登録されていること
- (3) 前 2 項に定める選手は、前各項に定めるもののほか、本実施要項、WE リーグ規約その他一切の関連規程（協会の規程を含む）に定めるすべての要件を充足しなければ試合に出場することはできない。

第 10 条〔追加登録期限〕

選手を試合へ出場させるための追加登録期限は 2026 年 3 月 27 日とし、同日までに協会への選手登録および WE リーグ登録を完了した選手でなければ試合に出場することはできない。

第 11 条〔出場可能日〕

前 2 条により登録を完了した選手は、WE リーグ登録完了日の翌日から試合に出場することができる。

第 12 条〔メディカルチェック〕

- (1) WE クラブは WE リーグが別途定める日までに、選手に関する「WE リーグメディカルチェック報告書」を WE リーグに提出しなければならない。ただし、追加登録する選手については、登録の都度提出するものとする。
- (2) 協会のスポーツ医学委員会は、「WE リーグメディカルチェック報告書」において異常所見を示した選手に対する医学的処置について勧告を行うことができる。

第 13 条〔エントリー〕

- (1) 本実施要項においてエントリーとは、各試合に出場できる選手ならびにベンチ入りできる選手およびチームスタッフ（WE リーグ規約第 36 条第 3 号に定める。以下同じ）を届け出る手をいう。
- (2) エントリーは、各チームが自己の責任において必要事項を記入した「WE リーグメンバー提出用紙」をマッチコミッショナーに提出した時点で完了するものとする。双方のチームは、各試合のキックオフ時刻の 150 分前までにエントリーを完了しなければならない。なお、エントリー完了後のメンバー修正は、第 32 条に定める場合を除き、認められない。
- (3) 各試合にエントリーできる選手およびチームスタッフは、第 8 条の定めに従い届け出られた選手およびチームスタッフのうち、本実施要項、WE リーグ規約その他一切の関連規程（協会の規程を含む）に定める全ての要件を満たす者に限られるものとする。
- (4) 双方のチームは、各試合において、トップチーム登録、育成組織トップ可および特別指定選手合計 13 名以上（ただし、ゴールキーパー登録の選手が 1 名以上、かつフィールドプレイヤーの選手が 10 名以上とする）とし、当該人数を下回る可能性がある場合、各チームは、別途定める手続きに則り試合の中止をチェアに要請することができる。
- (5) 1 チームあたりのエントリー上限人数は、選手については 18 名、チームスタッフについては 7 名とする。
- (6) 双方のチームが本条に定めるエントリーを完了した場合、WE リーグ規約第 50 条第 2 項第 1 号、第 3 号、第 4 号に定める場合を除き、試合は必ず開催される。エントリー完了後に負傷または急病等やむを得ない事情により選手の数 が 13 名未満となった場合であっても同様とする。

第 14 条〔外国籍選手〕

- (1) WE リーグ登録することができる外国籍選手の人数には、制限を設けないものとする。
- (2) 試合にエントリーすることができる外国籍選手の 1 チームあたりの上限は、5 名とする。

第 15 条〔ユニフォーム〕

WE クラブがリーグ戦において使用するユニフォームは、理事会が別途定める「ユニフォーム要項」によるものとする。

第 16 条〔フィールド内のチーム要員〕

- (1) フィールド（ピッチおよびその周辺部分をいう）上に用意されたベンチには、第 13 条の定めに従い適切にエントリーされた者だけが着席できる。
- (2) ベンチ内での喫煙は禁止する。
- (3) 交代要員は、試合進行に影響をおよぼさないよう、シャツの上から双方のチームのフィールドプレーヤーと異なる色のビブスを着用しなければならない。
- (4) ベンチ入りしたチームスタッフは、フィールドプレーヤーと異なる色のウェアを着用しなければならない。
- (5) WE クラブは、協会および WE リーグの決定により、ベンチ入りを停止された者および出場停止処分を受けた者ならびに試合中に主審により退場を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- (6) 前項に定める者のうち、ベンチ入りを停止されたチームスタッフは、フィールド周辺および第 21 条に基づき AD 証で規制される通行可能エリアに立ち入ってはならない。
- (7) 第 5 項に定める者のうち、試合中に主審により退場を命じられたチームスタッフは、テクニカルエリア、ベンチを含むフィールド周辺に留まってはならない。なお、試合の前半に退場処分が科された場合、当該チームスタッフは、ハーフタイム中にチーム更衣室にも入室してはならない。
- (8) 前 2 項のチームスタッフは、選手等への対面による直接の指示を出してはならない。
- (9) 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合に、チームスタッフは 2 名に限り、ピッチ内に立ち入ることができる。ただし、当該チームスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない。
- (10) 本条第 1 項から第 5 項、第 7 項および前項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた協会または WE リーグにより処分を決定される。

第 17 条〔テクニカルエリアの使用〕

「WE リーグメンバー提出用紙」に記載されたベンチ入りできる選手およびチームスタッフのうち、その都度ただ 1 名が、試合中テクニカルエリア内において、指示を出すことができる。

第 18 条〔試合の勝敗の決定〕

試合は、90 分間（前後半各 45 分）で勝敗が決しない場合、引き分けとする。

第 19 条〔年間順位の決定〕

- (1) リーグ戦が終了した時点で、勝点（勝利 3 点、引き分け 1 点、敗戦 0 点）の合計が多い WE クラブを上位とし、年間順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する。

- ① 全試合の得失点差
 - ② 全試合の総得点数
 - ③ 該当する WE クラブ間の対戦成績（イ. 勝点 ロ. 得失点差 ハ. 総得点数）
 - ④ 全試合の反則ポイントの少ない順
 - ⑤ 抽選
- (2) 前項第 4 号の反則ポイントの計算は以下の通りとする。
- ① 退場 1 回につき 3 ポイント（同一試合における警告 2 回による退場およびチームスタッフの退場も同様とする）、警告 1 回につき 1 ポイント、出場停止試合 1 試合につき 3 ポイントとして加算し、警告および退場がなかった試合 1 試合につき 3 ポイントを減ずる
 - ② 前号にかかわらず、異議または遅延行為による警告の場合には、前号に定めるポイントのほか警告 1 回につき 1 ポイントを別途加算するものとし、同一試合における警告 2 回による退場の場合であってもそれぞれ加算を行うものとする
 - ③ 第 1 号にかかわらず、試合の前後半それぞれにおいてキックオフ時刻に遅れた場合には、遅れたことについて帰責性のある WE クラブ（双方に帰責性のある場合はそれぞれの WE クラブ）について、第 1 号に定めるポイントのほかキックオフ遅れ 1 分につき 1 ポイントを別途加算するものとする
 - ④ 前号の反則ポイントについては、マッチコミッショナー報告書に基づき算出する。
- (3) 第 1 項第 5 号の抽選は、順位の優劣を確定させる必要があると理事会が判断したときに限り実施される。
- (4) 同一順位の WE クラブが複数あった場合、該当賞金額を合算の上均等配分する。
- (5) 複数の WE クラブが同順位となった場合、AFC 女子チャンピオンズリーグ等へ出場する WE クラブは、理事会で決定する。

第 20 条〔審判員〕

- (1) WE リーグは、リーグ戦の審判員について、協会の審判委員会に対し、協会登録の審判員で、かつ WE リーグ規約第 89 条に定める登録を行った者の派遣を依頼する。
- (2) 審判員は、WE リーグが指定するキックオフ時刻の 90 分前までにスタジアムに到着しなければならない。
- (3) 主審および副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第 4 の審判員が主審または副審を務める。なお、審判員の補充等に関しては、WE リーグと協会の審判委員会が協議の上対応を決定する。
- (4) 審判員の手当て等は次のとおりとする。

手当て：

主審	副審・追加副審	第 4 の審判員
30,000 円	13,000 円	10,000 円

交通費・宿泊費：WE リーグの「旅費規程」による

- (5) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。
- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない

- ② 試合途中の負傷等により交代した場合、または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする

イ. 試合途中から手当ての額の少ない職務についた場合、それまでの職務に対して前項に定めた手当てを支払う

ロ. 試合途中から手当ての額の多い職務についた場合、新たな職務に対して前項に定めた手当てを支払う

ハ. 試合途中から職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、WE リーグ規約第 52 条第 2 項第 2 号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う

手当て：

主審	副審・追加副審	第 4 の審判員
18,000 円	7,800 円	6,000 円

- ③ 前 2 号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、WE リーグの「旅費規程」に基づいて支払う

第 21 条〔アクレディテーションカード（AD 証）〕

WE リーグは、次の各号のアクレディテーションカード（AD 証）を発行し、AD 証を所有する者の通行可能エリアを指定する。

- ① OFFICIAL（紫）：オールエリア通行可
- ② OFFICIAL（青）：運営本部室、フィールド（ピッチを除く）、記者室、記者席、TV クルー撮影エリア（スタンド）、観客ゾーン、その他運営ゾーン
- ③ TEAM（ピンク）：オールエリア通行可
ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- ④ TEAM（赤）：運営本部室、フィールド（ピッチを除く）、更衣室、練習場、その他運営ゾーン
ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- ⑤ PRESS（黄緑）：記者室、記者席、カメラマン（フォトグラファー、TV クルー）室、その他ホームクラブが許諾するエリア
- ⑥ HB STAFF（オレンジ）・RH STAFF/TV STAFF（茶）・RADIO STAFF（黄）：フィールド（ピッチを除く）、その他ホームクラブが許諾するエリア
- ⑦ カメラマンビブス（オフィシャル・紫、PRESS・黄、ノンライツ〔NRH〕/TV-PRESS・赤、ホストブロードキャスト〔HB〕・黒、ライツホルダー〔RH〕/TV・グレー、スカウティング・青、大型映像装置・ピンク、WE リーグオフィシャルメディア・緑）：エリアについては WE リーグが別途定める WE リーグメディアガイドに準ずる

第 22 条〔入場料および入場券販売〕

- (1) ホームゲームの入場料金は、ホームクラブがその裁量により設定することができる。
- (2) 大人の有料入場者が同伴する小学生未満の未就学児童の入場料金は、大人の有料入場者 1 名につき 1 名に限り、無料とする。
- (3) 入場券の販売は、売り切れにならない限りその試合の後半 15 分経過時まで行う。

第 23 条〔試合球〕

ホームクラブは、キックオフ時刻の 120 分前までに WE リーグの指定する試合球を最低 7 個用意し、試合をマルチボールシステムにて行う。

第 24 条〔試合運営に関する義務〕

WE クラブは、WE リーグ規約第 40 条の定めに従い、安全かつ適切に試合を運営しなければならない。

第 25 条〔日 程〕

WE クラブは、WE リーグ規約第 45 条の定めに従い、試合日程を遵守しなければならない。

第 3 節 運営

第 26 条〔試合の運営に関する事項〕

試合の開催や運営に関する事項は、WE リーグ規約第 4 章第 3 節に定める。

第 27 条〔運営責任〕

- (1) ホームクラブおよびビジタークラブは、WE リーグ規約および本実施要項の定めに従い、安全かつ円滑に試合の運営を行う責任を負う。
- (2) ホームクラブが独自に設けた観戦ルールがある場合、ホームクラブおよびビジタークラブは、試合開催日までに当該観戦ルールを相互に確認のうえ、それぞれのサポーターにその内容を周知して遵守させなければならない。なお、ビジタークラブは、当該観戦ルールに対して自ら異議を申し立て、またはビジタークラブのサポーターに異議を申し立てさせてはならない。
- (3) ホームクラブの実行委員は、WE リーグが指定するキックオフ時刻の 150 分前までにスタジアムに到着しなければならない。
- (4) WE リーグ規約および本実施要項に定める実行委員および運営担当（正）の職務は、以下各号の通り代行させることができる。ただし、同じ者が実行委員の代理人と運営担当（正）の代理人を兼ねることはできない。
 - ① ホームクラブの実行委員
実行委員代理として登録されている者
 - ② ビジタークラブの実行委員
WE クラブがその責務にあたることができると判断した者
 - ③ ホームクラブまたはビジタークラブの運営担当（正）
運営担当（副）として登録されている者

第 28 条〔マッチコミッショナー〕

- (1) マッチコミッショナーは、WE リーグ規約第 49 条第 3 項に定める事項を遵守しなければならない。
- (2) ホームクラブは、フィールドおよび観客席の全体を見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。

- (3) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。
手当て：20,000 円（税込）
交通費・宿泊費：WE リーグの「旅費規程」による
- (4) 前項の定めにかかわらず、試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。
- ① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合
手当て：なし
交通費・宿泊費：WE リーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）
- ② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合
手当て：13,000 円（税込）
交通費・宿泊費：WE リーグの「旅費規程」による
- ③ 試合途中に中止が決定した場合
手当て：20,000 円（税込）
交通費・宿泊費：WE リーグの「旅費規程」による

第 29 条〔試合の中止および中断の決定〕

- (1) 試合の中止は、WE リーグ規約第 50 条または WE リーグ規約第 46 条第 3 項の定めに従い、それぞれ決定する。
- (2) 主審が試合の中断を決定した場合、マッチコミッショナー、ホームクラブおよびビクタークラブの両実行委員は試合を再開することができるよう最善の努力をしなければならない。

第 30 条〔スタジアムへの到着〕

双方のチームは原則としてバスを使用し、WE リーグが指定するキックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着しなければならない。

第 31 条〔キックオフ時刻の厳守〕

- (1) いずれのチームも、WE リーグが指定するキックオフ時刻を厳守しなければならない。ただし、テレビまたはラジオの同時中継放送の都合による場合、ホームクラブは、5 分以内に限り、WE リーグが指定するキックオフ時刻を遅らせることができる。
- (2) 前項の定めにかかわらず、ホームクラブは、不可抗力による場合、主審およびマッチコミッショナーの事前の承認を得たうえで、WE リーグが指定するキックオフ時刻を遅らせることができる。なお、最終節のキックオフ時刻の遅延は、競技上のインテグリティの観点から問題がないとチェアが判断した場合を除き、45 分以内に限る。
- (3) いずれか一方のチームがキックオフ時刻にスタジアムに現れない等の事情によりキックオフができない場合、相手チームは WE リーグが指定するキックオフ時刻から 45 分間、待機する義務を負う。
- (4) ハーフタイムは原則として前半終了時刻から 15 分間を確保するものとする。ただし、テレビ中継の関係等で前半終了時刻から 15 分間を確保できない場合は、ホームクラブが WE リーグに事前に申請し、承認を得るものとする。
- (5) 後半のキックオフ時刻は以下のとおりとする。

- ① ハーフタイム 15 分確保対象試合の場合
前半終了時刻の 15 分後を後半のキックオフ時刻（主審が指定しマッチコミッショナーが最終確認した時刻）とする
- ② ハーフタイム 15 分適用外試合の場合
前半のキックオフ時刻（主審とマッチコミッショナーにより最終確認された時刻をいう）の 60 分後とする。ただし、アディショナルタイム等により、前半終了時刻がキックオフ時刻から 50 分を超えた場合は、前半終了時刻の 10 分後を後半のキックオフ時刻とする

第 32 条〔エントリー後の選手変更〕

- (1) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、以下各号に定める場合において、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り、以下各号の定めに従い認められる。
 - ① 負傷または急病等クラブの責めに帰さない事情による場合
 - イ 先発予定選手を変更する場合
控え選手に限り先発予定選手に変更することができ、さらに新たな選手を控え選手とすることができる。この場合、当初の先発予定選手を控え選手とすることはできない。ただし、当初の先発予定選手がゴールキーパーである場合は例外として控え選手とすることができる
 - ロ 控え選手を変更する場合
新たな選手を控え選手とすることができる
 - ② WE リーグメンバー提出用紙への誤記入その他クラブの責に帰すべき事情により、本来エントリーできない選手がエントリーされていたことが判明した場合
 - イ 先発予定選手に不備があった場合
控え選手に限り先発予定選手に変更することができる。ただし、新たな選手を控え選手とすることはできない
 - ロ 控え選手に不備があった場合
新たな選手を控え選手とすることはできない
- (2) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるチームスタッフの変更は、以下各号に定める場合において、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。ただし、チームスタッフのうち、ドクターについてはやむを得ない事情がなくても変更できるものとする。
 - ① 急病等クラブの責めに帰さない事情による場合
新たなチームスタッフに変更することができる
 - ② WE リーグメンバー提出用紙への誤記入その他クラブの責に帰すべき事情により、本来エントリーできないチームスタッフがエントリーされていたことが判明した場合
新たなチームスタッフに変更することはできない
- (3) 前 2 項に定める変更が承認された場合、マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へすみやかに連絡しなければならない。

第 33 条〔選手の交代〕

- (1) 試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする（以下、本項に基づく交代を「通常交代」という）。
- ① 選手の交代は、5 名以内とする
 - ② 選手の交代は、1 試合合計 3 回以内（ただし、ハーフタイムを除く）とする
 - ③ 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない
- (2) 脳振盪またはその疑いのある選手が発生した場合の取り扱いは、次の各号の通りとする。
- ① 脳振盪またはその疑いのある選手の交代（以下「脳振盪交代」という）は、通常交代に含まれない。
 - ② 発生した脳振盪またはその疑いのある選手の人数にかかわらず、1 試合において各チームが得られる脳振盪交代の交代人数の上限は 1 名、交代回数の上限は 1 回とする。
 - ③ 脳振盪交代をした場合、相手チームは通常交代とは別に、交代人数 1 名、交代回数 1 回を追加で行うことができる（以下、本号に基づく交代を「追加交代」という）。
 - ④ 1 試合において各チームが行える追加交代の交代人数の上限は 1 名、交代回数の上限は 1 回とする。なお、追加交代は、理由如何を問わず使用できる。
 - ⑤ 脳振盪交代及び追加交代は、通常交代と異なる交代であると判別できる手続きで行われなければならない。各交代の具体的な手続きについては WE リーグが別途定めるものとする。
 - ⑥ 脳振盪交代、追加交代および通常交代のうち 2 種類以上の交代を同時に行った場合、それぞれの種類の交代につき、1 回ずつ交代したものとみなす。
- (3) 選手の交代は、WE リーグが指定した交代用紙を用いて行うものとする。

第 34 条〔中止となった試合の記録〕

試合が、キックオフされた後に中止となり、WE リーグ規約第 52 条に基づき当該試合の取り扱いが決定した場合、試合の出場および得点の取り扱いについては、次の各号に定める。

- ① 90 分間の再試合の場合は公式記録として記録されない。ただし、当該中止試合において、違反行為が行われた疑いがある場合、WE リーグ規約第 121 条第 1 号に従って当該行為に対する調査、審議および懲罰の決定が行われる
- ② 中止時点から試合を再開する場合は、中止時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で公式記録として記録される
- ③ 中止時点で試合が成立した場合は当該試合が公式記録として記録される

第 35 条〔入場料金の払い戻し〕

入場料金の払い戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- ① 試合が不可抗力により中止となった場合
- ② 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が中止となった場合
- ③ WE リーグ規約第 51 条に定める入場制限試合が開催された場合（ただし、払い戻しの範囲は観客の入場制限の実施態様によって決定する）

第 36 条〔係 員〕

- (1) ホームクラブは、試合実施を円滑に進行するため、次の各号の補助係員をおき、必要な業務を行わせる。
- ① 場内外の警備・案内要員
 - ② 場内放送要員
 - ③ ボールパーソン
 - ④ 担架要員（最大 8 名、担架を 2 台用意しておくこと）
 - ⑤ 記録員（原則 4 名以上）
- (2) ホームクラブは、マッチコミッショナーが円滑に業務を行うため、ホームクラブの運営担当との交信が可能な通信機器を持ち合わせた補助係員をおくことができる。

第 37 条〔中継映像制作〕

WE クラブは、WE リーグによる公式映像制作および公衆送信権を保有する事業者による中継映像制作に関し、試合中および前後に制作事業者が円滑に業務を行うため、以下の各号に定める事項について、別途定めるガイドラインに基づき、協力しなければならない。

- ① スタジアムへの撮影機材の搬入搬出、設営撤去および撮影中における安全の確保
- ② 撮影上立入りが必要な競技関連エリア（ピッチ、チーム更衣室、室内ウォーミングアップエリア等）への立入許可
- ③ 試合中および試合前後の選手、監督、チームスタッフ等の撮影、インタビューおよびこれらを行うための十分な撮影スペースの確保
- ④ 試合メンバー表、公式記録等の配付など試合情報の速やかな伝達
- ⑤ 荒天時等の試合開催可否判断に関する速やかな情報共有

第 38 条〔取材メディア対応〕

- (1) 取材メディア関係者は、原則として試合開始 60 分前から試合終了時までには試合メンバー表に記載された選手およびチームスタッフの取材（インタビュー含む）は行わないものとする。
- (2) 試合における WE クラブの取材メディア対応は次のとおりとする。
- ① ホームクラブは、フォトグラファー、TV クルーによる撮影およびペン記者の取材場所を指定する
 - ② ホームクラブは、記者室およびカメラマン（フォトグラファー、TV クルー）室を設ける
 - ③ ホームクラブは、「試合メンバー表」を WE リーグが指定するキックオフ時刻の 110 分前までに配付または配信する
 - ④ 試合終了後、双方のチームの監督はホームクラブが設けた場所で記者会見を行わなければならない
 - ⑤ 試合終了後、双方のチームの選手はホームクラブが設けた場所（ミックスゾーン）で取材対応を行わなければならない

第 39 条〔公式記録〕

- (1) 記録員は、所定の公式記録用紙により試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のため

マッチコミッショナー、主審およびホームクラブの運営担当（正）の署名を受けたのち、すみやかに取材メディア関係者等に配布または配信する。

(2) ホームクラブの運営担当は、公式記録の原紙の写しをすみやかに WE リーグに提出しなければならない。

(3) 入場者数とは、以下の各号に該当する者の合計をいう。

① 入場口から来場した観客で、以下に該当する者

イ. 入場券を保有している者

ロ. 入場券を保有していない未就学児童

② 入場口以外から来場した観客で、以下に該当する者

イ. 車いす観戦者およびその付添人

ロ. VIP 席の観客

なお、入場者数には選手、審判員、WE クラブの役職員、その他試合運営に関わる者、スタジアム管理者、売店関係者、取材メディア関係者およびフォトグラファーは含めてはならない。

(4) 入場者数は、原則として入場時にカウンター等を用いて算定するものとし、入場券の販売枚数や半券の数によって算定してはならない。

第 40 条〔試合運営報告〕

ホームクラブの実行委員は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、試合終了後すみやかに「試合運営報告書」に必要事項を記載し、WE リーグに提出しなければならない。

第 41 条〔退場処分〕

退場処分を受けた選手およびチームスタッフは、規律委員会の決定があるまで試合へのエントリーを停止される。

第 4 節 試合の収支

第 42 条〔試合の収支に関する事項〕

試合の収支に関する事項は、WE リーグ規約第 4 章第 5 節に定める。

第 43 条〔公衆送信権〕

(1) WE リーグ公式試合の公衆送信権（テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）はすべて WE リーグに帰属する。

(2) WE リーグ公式試合の公衆送信権料は、別途 WE リーグが定めるところによる。

第 44 条〔収支報告〕

WE クラブは、WE リーグから試合収支および／または大会収支にかかる決算書の提出を要請されたときは、WE リーグが定めた期限までに提出しなければならない。

第 45 条〔改 正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

別表 WE リーグ_広告看板基本設置図

